

# 秘密保持誓約書

西暦\_\_\_\_\_年\_\_月\_\_日

殿

住所

会社名

役職、氏名

印

株式会社〇〇〇〇（以下「弊社」といいます。）は、泉南市情報セキュリティポリシーの情報授受のため（以下「本件目的」といいます。）、貴市から開示を受ける秘密情報に関して次の通り誓約（以下「本誓約」といいます。）いたします。

## 第1条（秘密情報の定義）

- 本誓約における秘密情報とは、本件目的のために貴市から開示される技術上、運営上その他業務上の情報であって、次の各号のいずれかに該当する情報をいいます。
  - 文書（ファクシミリ、電子メール、電子ファイル等を含みます。）、図面、サンプルまたは電子媒体など有形の手段・方法によって開示される場合は、秘密である旨が明示された情報。
  - 口頭、映像または見学など無形の手段・方法によって開示される場合は、開示時に秘密である旨を告知し、開示後10日以内に秘密である旨を明示した書面によりその内容を通知した情報。
- 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外します。
  - 開示の時点で既に公知のもの、または開示後弊社の責によらずに公知となった情報。
  - 開示の時点で既に弊社が保有している情報。
  - 弊社が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
  - 弊社が独自に開発した情報。

## 第2条（秘密保持）

- 弊社は、秘密情報を秘密として保持し、貴市の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏洩いたしません。
- 弊社は、貴市より秘密情報の開示を受けた事実を秘密とし、第三者に公表いたしません。

## 第3条（秘密情報の取り扱い）

- 弊社は、貴市の書面による承諾なしに、本件目的以外で秘密情報を使用いたしません。
- 弊社は、秘密情報を善良な管理者の注意をもって管理し、秘密情報を知る必要のある役員・従業員以外に開示いたしません。

- 弊社は、本件目的を遂行するために必要な範囲に限り、秘密情報を複写、複製するものとし、これ以外に複写、複製いたしません。
- 弊社は、本件目的終了後または貴市から要求があった場合、秘密情報（その複写、複製物を含みます。）を貴社に速やかに返却するか、または適切に廃棄いたします。

## 第4条（個人情報の取り扱い）

弊社は、秘密情報に個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条に定める個人情報をいいます。）が含まれている場合、法令、官庁の定めるガイドラインに従って当該個人情報を取り扱います。

## 第5条（再委託）

弊社は、本件目的に関する作業の全部または一部を、弊社の責任において第三者に再委託することがあります。この場合、弊社は当該再委託先に対して、本誓約と同等の秘密保持義務を負わせます。

## 第6条（損害賠償）

弊社は、本誓約に違反して貴市に損害を与えた場合、貴市に生じた通常の損害を賠償いたします。

## 第7条（有効期間）

本誓約の有効期間は、本誓約を差し入れた日から1年間とします。なお、本誓約に基づく秘密保持義務は、有効期間満了の日より2年間存続するものとします。

## 第8条（誠実協議）

本誓約の解釈に疑義の生じた事項または本誓約に定めのない事項については、その都度貴市と誠実に協議して定めます。

以上